



金 沢 市 公 報

第 2 9 5 1 号

平成30年(2018年)10月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	●選挙管理委員会告示
●告 示		○石川海区漁業調整委員会選挙人名簿の縦覧の場所について (選挙管理委員会) 3
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課) 1		○金沢市長選挙に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間について (") 4
○自転車等を撤去し、保管したことについて (") 2		●監査公表
○平成11年告示第244号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について (文化施設課) 3		○監査公表(第16号) (監査事務局) 4
●公 告		●消防局公告
○予防接種を行うことについて (健康政策課) 3		○消防車のサイレンの使用について(警 防 課) 5
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課) 3		●公営企業告示
		○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 5
		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (") 5
		○下水道法の規定に基づく事業計画の変更について (建 設 課) 6

告 示

●金沢市告示第301号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成30年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営金石バス停前自転車駐車場

- 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 167台
 - 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 平成30年9月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市此花町3番2号
 - 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 平成30年10月11日から平成31年1月10日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第302号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成30年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	9台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
広坂2丁目地内	自 転 車	2台
昭和町地内	自 転 車	1台
吉原町地内	自 転 車	1台
広岡2丁目地内	自 転 車	10台
示野中町1丁目地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	2台
元町2丁目地内	自 転 車	1台
しじま台2丁目地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
 - 平成30年9月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
 - 平成30年10月11日から平成31年4月10日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第303号

平成11年告示第244号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成30年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

表中「64,260円」を「66,960円」に、「87,580円」を「90,280円」に、「102,810円」を「105,510円」に、「72,900円」を「75,600円」に、「101,620円」を「104,320円」に、「117,930円」を「120,630円」に改める。

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成30年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者	平成30年10月15日から 平成31年1月31日まで	別冊「金沢市B類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」（登載省略）のとおり

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっている者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成30年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
7	北研エンジニアリング株式会社	金沢市松島3丁目79番地	平成30年9月25日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第55号

平成30年9月1日現在で調製した石川海区漁業調整委員会選挙人名簿の漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定による縦覧の場所を次のとおり指定したので、同項の規定により告示します。

平成30年10月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成30年10月20日から同年11月3日までの間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第56号

平成30年11月11日執行予定の金沢市長選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、選挙人名簿の登録の移替えを当該選挙の期日後に延期する期間を次のとおり定めます。

平成30年10月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

登録の移替えを延期する期間

平成30年10月16日から同年11月11日まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成30年10月11日

金沢市監査委員 林 充 男
金沢市監査委員 中 村 哲 郎
金沢市監査委員 福 田 太 郎
金沢市監査委員 安 達 前

1 監査対象及び監査期間

(金額 単位：円)

番号	対象課	対 象 工 事 名	契約金額	工事期間	監査期間
1	農 業 水 産 振 興 課	中山間地域活性化拠点施設（三谷地区）管 理棟新築工事（建築工事）	61,344,000	H29. 8. 8～ H29.12.28	H29.10.10～ H30. 9.26
2	建 設 課	新大桑配水池（仮称）機械室棟建築工事	131,803,200	H29. 2. 1～ H30. 3.16	H29. 3. 9～ H30. 9.26
3	歴 史 都 市 推 進 課	西外惣構跡（升形地点）復元整備工事	70,896,600	H29. 6.29～ H30. 3.16	H29. 8. 8～ H30. 9.26
4	道 路 建 設 課	大浦千木町線大宮川橋梁新設工事（海側左 岸下部工）	142,009,200	H29. 8.31～ H30. 3.26	H29.10.10～ H30. 9.26
5	水 処 理 課	平成28年度 城北水質管理センター ろ過 施設電気設備更新工事	381,240,000	H29. 2.16～ H30. 3.16	H29. 3. 9～ H30. 9.26
6	水 処 理 課	平成28年度 城北水質管理センター ろ過 施設機械設備更新工事	186,458,760	H29. 2.17～ H30. 3.16	H29. 3. 9～ H30. 9.26
7	道 路 建 設 課	犀川大通り線道路改良工事	81,097,200	H29. 6.15～ H30. 3.23	H29. 8. 8～ H30. 9.26
8	ス ポ ー ツ 振 興 課	総合体育館外壁等改修工事（第1期）	97,109,280	H29.11. 1～ H30. 3.27	H30. 1.12～ H30. 9.26
9	教 育 総 務 課	森山町小学校校舎解体工事	183,600,000	H29. 9. 7～ H30. 3.16	H29.11. 9～ H30. 9.26
10	建 設 課	平成29年度 セツ屋水管橋耐震化に伴う下 水管布設工事（右岸部）	215,832,600	H29. 8. 1～ H30. 5.31	H29.10.10～ H30. 9.26

2 監査を執行した監査委員

林充男、中村哲郎、福田太郎、安達前、西村賢了、田中展郎、松井純一、横越徹、中西利雄
以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・西村賢了は平成29年3月31日に退任し、代わって同年4月1日に林充男が就任した。
- ・田中展郎、松井純一は平成29年6月23日に退任し、代わって同月26日に横越徹、中西利雄が就任した。
- ・横越徹、中西利雄は平成30年6月22日に退任し、代わって同月25日に福田太郎、安達前が就任した。

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

4 監査の結果

工事の設計・施工及び事務手続については、適正に執行されていると認められた。

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成30年10月11日

金沢市消防長 清 瀬 守

場 所 金沢市戸水町地内

日 時 平成30年10月16日(火) 午後2時から午後3時まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第30号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項(金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年10月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成30年6月1日から同年8月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 57,170円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 64,870円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 58,040円

2 原料価格変動額 31,400円

算式 89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 58,040円(1トン当たり平均原料価格) = 31,400円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 31,400円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、平成30年11月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から25.75円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第31号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年10月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成30年6月1日から同年8月31日までの平均原料価格

1トン当たり 64,870円

2 原料価格変動額 21,400円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 64,870円(1トン当たり平均原料価格) = 21,400円(100

円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-21,400円(原料価格変動額) / 100円×0.204円

この結果、平成30年11月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から43.66円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第32号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第6項において準用する同条第1項の規定により事業計画を変更したいので、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定により次のとおり告示します。

なお、当該事業計画の案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市公営企業管理者に対して意見を申し出ることができます。

平成30年10月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1

(1) 事業名

金沢都市計画下水道事業 金沢市流域関連公共下水道事業

(2) 変更内容

変更に係る予定処理区域

金沢市赤土町、打木町、上安原町、北塚町、下安原町、専光寺町、豊穂町、中屋町、袋畠町、普正寺町、南塚町及び稚日野町の各一部

(3) 工事の予定年月日

昭和63年2月3日から平成37年3月31日まで

(4) 縦覧期間

平成30年10月11日から同月25日まで

(5) 縦覧場所

金沢市企業局建設部建設課

2

(1) 事業名

金沢都市計画下水道事業 金沢市特定環境保全公共下水道事業

(2) 変更内容

変更に係る予定処理区域

金沢市湯涌荒屋町の一部

(3) 工事の予定年月日

平成8年12月25日から平成36年3月31日まで

(4) 縦覧期間

平成30年10月11日から同月25日まで

(5) 縦覧場所

金沢市企業局建設部建設課

平成30年(2018年)10月11日 印刷

平成30年(2018年)10月11日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄